

2021 年 2 月 8 日

吸収分割に係る事前開示事項

名古屋市中区錦三丁目 10 番 32 号
株式会社エムジーホーム
代表取締役 長谷川 克彦

当社は、当社の 100%子会社である株式会社 MG 準備会社（2020 年 11 月 24 日設立）との間で 2020 年 12 月 24 日に吸収分割契約を締結し、当社を吸収分割株式会社、株式会社 MG 準備会社を吸収分割承継株式会社とする会社分割により、当社の一切の事業（ただし、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配および管理並びにグループ運営に関する事業を除く。）に関する権利義務を株式会社 MG 準備会社に承継させることといたしました（以下「本分割」といいます。）。

つきましては、会社法（以下「法」といいます。）第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1 吸収分割契約の内容に関する事項

別添資料 1 のとおりです。

2 法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

吸収分割承継株式会社である株式会社 MG 準備会社は、当社の 100%子会社であるため、本分割に際して、当社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。

3 吸収分割承継株式会社（株式会社 MG 準備会社）についての事項

(1) 吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表

別添資料 2 のとおりです。

(2) 吸収分割承継株式会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継株式会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4 吸収分割株式会社（当社）について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

当社は、本分割の吸収分割承継株式会社とするため、2020年11月24日、当社が発起人となって、当社の100%子会社である株式会社MG準備会社（出資額金100百万円）を設立しました。

5 債務の履行の見込みに関する事項

当社は、本分割を行うに際し、本分割の効力発生日以降における吸収分割株式会社の債務及び本分割により吸収分割承継株式会社に承継させる債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

(1) 吸収分割株式会社（当社）の債務の履行の見込みについて

- ① 当社の2020年12月31日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ金10,310百万円及び金7,103百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。
- ② 本分割により当社が株式会社MG準備会社に対して承継させる資産及び負債の状況、2021年1月1日から現在に至るまでの当社の資産及び負債の状況並びに本分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、本分割の効力発生日における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
- ③ その他、当社の本分割後の事業活動において予想される当社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。
- ④ 以上から、当社は、本分割の効力発生日以後の当社の債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継株式会社（株式会社MG準備会社）が承継する債務の履行の見込みについて

- ① 株式会社MG準備会社の2020年11月24日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ金100百万円及び金0円です。
- ② 本分割により株式会社MG準備会社が当社から承継する資産及び負債の状況、2020年11月25日から現在に至るまでの株式会社MG準備会社の資産及び負債の状況並びに本分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、本分割の効力発生日における株式会社MG準備会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
- ③ その他、株式会社MG準備会社の本分割後の事業活動において予想される株式会社MG準備会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、本分割により株式会社MG準備会社に承継させる債務の履行に支障を及ぼす事象の

発生及びその可能性は、現在認識されておられません。

- ④ 以上から、当社は、本分割の効力発生日以後において、本分割により株式会社 MG 準備会社に承継させる債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

吸収分割契約書

株式会社エムジーホーム（以下「甲」という。）と株式会社MG準備会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に定義する本件事業を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲が第3条に定める効力発生日の前日の経過時に営む一切の事業（ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配および管理並びにグループ運営に関する事業を除く。以下「本件事業」という。）に関して有する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号および所在地）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：株式会社エムジーホーム

住所：名古屋市中区錦三丁目10番32号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社MG準備会社

住所：名古屋市中区錦三丁目10番32号

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。

第4条（承継する権利義務等）

- 1 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
- 2 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第5条（本件分割の対価）

乙は、甲の100パーセント子会社であり甲が乙の全株式を保有していることから、本件分割に際し、甲に対して、株式、金銭その他の財産の交付を行わない。

第6条（株主総会の承認等）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会での本契約の承認その他本件分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第8条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変更が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、次のいずれかの事由が生じたときは、その効力を失う。

- (1) 第6条に定める承認等が効力発生日の前日までに得られなかったとき
- (2) 法令に定める関係官庁の承認等が効力発生日の前日までに得られなかったとき

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年12月24日

甲 名古屋市中区錦三丁目10番32号
株式会社エムジーホーム
代表取締役 長谷川 克彦

乙 名古屋市中区錦三丁目10番32号
株式会社MG準備会社
代表取締役 林 邦彦

(別紙)

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、効力発生日において甲が有する次のとおりの権利義務とする。

1 承継する資産

本件事業に属する一切の資産（売掛金、諸未収入金を含む。）。

ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 甲が保有する以下の会社（以下「甲子会社」という。）の株式および同株式に関する剰余金配当請求権その他一切の権利
 - ① 株式会社アーキッシュギャラリー
 - ② エムジー総合サービス株式会社
 - ③ 株式会社 TAKI HOUSE
- (2) 甲子会社の事業活動に対する支配および管理並びにグループ運営に関する事業部門（以下「グループ運営等に関する事業部門」という。）が管理する現預金
- (3) 甲子会社に対する貸付金に関する債権（利息等それに付随する権利義務に関するものを含む。）
- (4) グループ運営等に関する事業部門が管理する以下の保証金等
 - ① 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会の弁済業務保証金分担金
 - ② 全国不動産信用保証株式会社の保証基金
- (5) ゴルフ会員権
- (6) 後記4(1)の定めにより甲から乙に承継されない契約上の地位およびそれに付随する権利義務に関するもの

2 承継する債務

本件事業に属する一切の債務（買掛金、未払金、未払費用、預り金及び諸前受金に関する債務並びに不動産の引渡債務を含む。）。

ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 未払配当金債務
- (2) 租税債務
- (3) 甲子会社及び甲のグループ会社からの借入金に関する債務（利息等それに付随する権利義務に関するものを含む。）
- (4) 後記4(1)の定めにより甲から乙に承継されない契約上の地位およびそれに付随する権利義務に関するもの

3 承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍している従業員に係る雇用契約上の地位およびこれに付随する権利義務。

ただし、グループ運営等に関する事業部門に属する担当者を除く。

4 承継する契約上の地位および権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する一切の契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務。

ただし、次に掲げるものを除く。

- ① グループ運営等に関する事業部門が管理する甲子会社との間で締結された契約（甲子会社との間の貸付，借入に関する契約を含む。）
- ② グループ運営等に関する事業部門が管理するグループ会社との間で締結された契約（グループ会社との間の借入に関する契約を含む。）
- ③ グループ運営等に関する事業部門が管理する弁護士，監査法人，税理士，金融機関，証券会社等との間で締結された契約
- ④ その他上記の契約に関連する一切の契約

(2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可，認可，承認，登録および届出等のうち，甲から乙への承継が法令および条例上可能であるもの。

ただし，グループ運営等に関する事業部門が管理するものを除く。

5 その他

承継対象権利義務のうち，本契約締結後に法令その他の規制上または契約上の定めにより，承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲または乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については，必要に応じて甲乙協議のうえ，承継対象権利義務から除外することができる。

【以下余白】

別紙 2

株式会社MG準備会社の成立の日における貸借対照表
(2020年11月24日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	100	(負債合計)	—
現金及び預金	100	純資産の部	
		資本金	100
		(純資産合計)	100
資産合計	100	負債・純資産合計	100